

第7章 特殊災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

海上において船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機械故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施担当及び実施機関等

各種対策を実施する担当及び機関等は次のとおりである。

実施機関 及び団体	別海町、根室海上保安部、釧路地方気象台、釧路労働基準監督署 根室振興局、中標津警察署、各漁業協同組合、各水難救難所
--------------	--

2 海難予防対策

(1) 海事関係法令等の違反防止

船舶安全法令等の海事関係法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いため、関係機関は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導に努めるものとする。

- ア 海技従事有資格者の乗船確認
- イ 無線従事有資格者の乗船確認
- ウ 救命器具並びに消火器等の設備確認

(2) 気象情報の常時把握

船舶所有者及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図るものとする。

- ア 船舶気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象情報の把握に努める。
- イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの指導、指示が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(3) 海難防止の指導

海難防止推進機関は、法令の定めるところにより適切な予防措置を講ずるほか、北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。

- ア 船体、機関、救命設備（救命器具、信号機器、消防設備等）及び通信施設の整備
- イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

- ウ 漁船乗組員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行及び相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

3 実施項目

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力の整備に努めるものとする。
- (2) 根室海上保安部、根室振興局、中標津警察署、町、各漁業協同組合、各水難救難所
 - ア 迅速、かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備、充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の緊急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、各漁業協同組合に対し、気象情報の常時伝達と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切のその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの指導、指示が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

4 災害応急対策

海上災害情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統は「情報通信連絡系統図」(別図1)のとおりとする。
- (2) 各関係機関は情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に情報提供し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

5 応急活動体制及び搜索活動

町長は、海難が発生し、又は発生のおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、災害応急対策を実施する。

また、海難船舶の搜索活動は関係機関が相互に緊密に連携のうえ、各漁業協同組合及び各水難救難所の協力を得て実施するものとする。

6 救助救出活動

- (1) 根室海上保安部(海上保安庁法第5条)
 - ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行うものとする。
 - イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うものとする。
- (2) 町(基本法第62条、水難救護法第1条)
 - ア 遭難船舶を認知したときは、根室海上保安部及び中標津警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
 - イ 救護のため必要のあるときは、住民を招集し、船舶、車両その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。
 - ウ 中標津警察署(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。
 - エ 各漁業協同組合

所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡にあたるものとする。
 - オ 船舶交通の障害の除去に関すること。
- (3) 協力機関

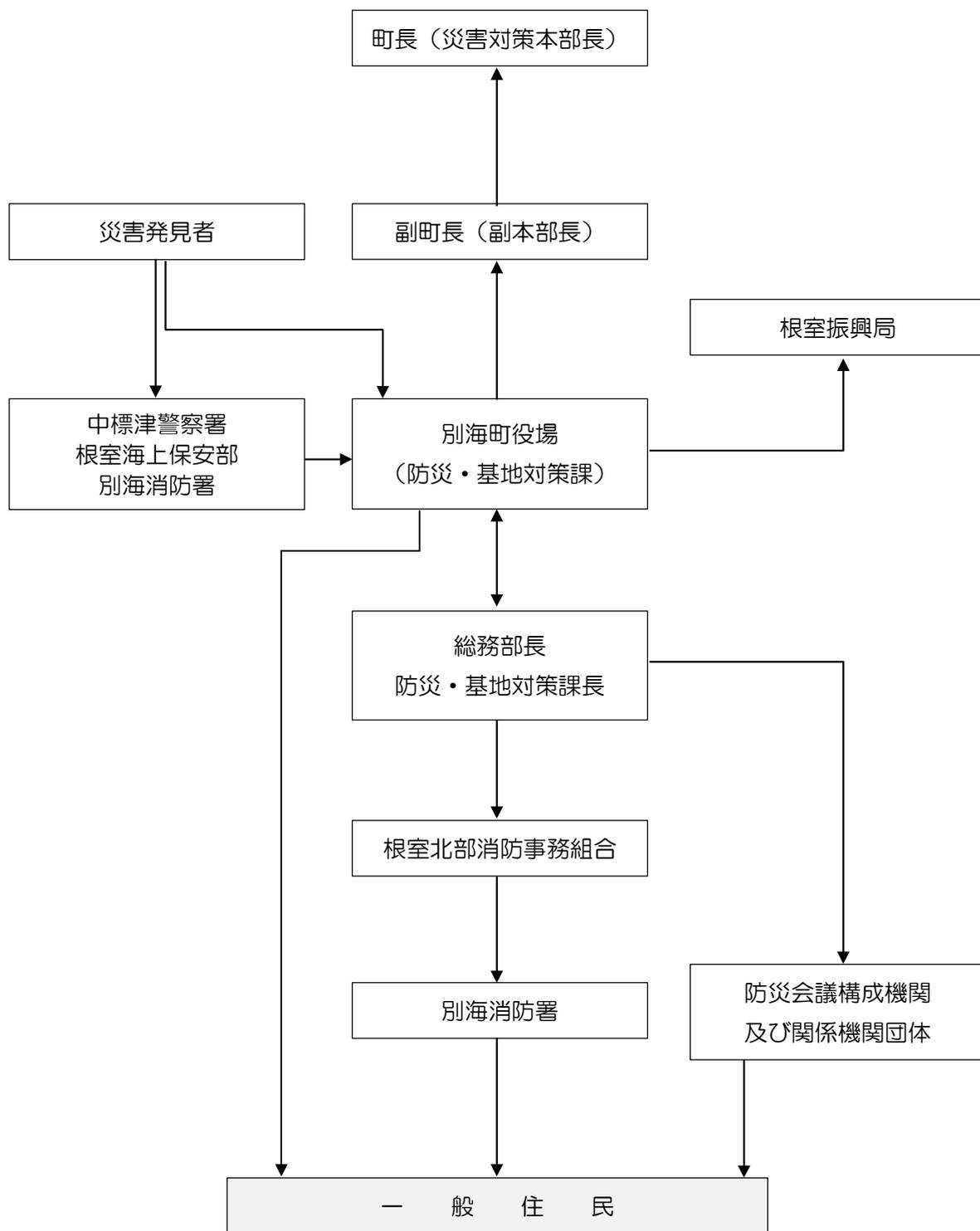
各救難所は、根室海上保安部長及び町長から要請があった場合、又は自ら海難を認知した場合は、人命若しくは船舶を救助するものとする。

7 各種対策

その他の必要な各種対策等については、次の各号の一に準じて実施するものとする。

- (1) 消防活動（町防災計画本編第4章第2節「消防計画」のとおり）
- (2) 広報活動等（町防災計画本編第5章第1節「災害広報計画」のとおり）
- (3) 衣料救護活動（町防災計画本編第5章第7節「医療及び助産計画」のとおり）
- (4) 行方不明者の捜索等（町防災計画本編第5章第10節「行方不明者の捜索及び死体の収容並びに埋葬計画」のとおり。）
- (5) 自衛隊派遣要請（町防災計画本編第5章第17節「自衛隊災害派遣要請計画」のとおり）

別図 災害情報連絡系統



第2節 林野火災対策計画

林野火災の予防及びこれを消火するための対策については、本計画の定めるところによる。

1 組織

林野火災の予防対策を推進するため、次の組織を設け構成機関相互に連絡、情報交換、計画の実施及び指導等予防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 名称

別海町林野火災予消防対策協議会

(2) 実施機関

別海町、根室北部消防事務組合別海消防署、別海消防団、根釧東部森林管理署、根釧西部森林管理署、標茶森林事務所、根室振興局、釧路森づくりセンター、根室森づくりセンター、陸上自衛隊別海駐屯地、中標津警察署及び各派出所、別海町森林組合、各農業協同組合、各漁業協同組合、釧路開発建設部、釧路建設管理部中標津出張所、森林保全巡視指導員、森林河川保全巡視員

(3) 協力機関

別海町教育委員会、別海町観光協会、別海町交通安全協会、町内郵便局、町内各連合町内会、猟友会別海支部、阿寒バス株式会社、根室交通株式会社、別海町商工会

2 気象情報対策

林野火災の発生は気象条件が極めて大きな要素となることに鑑み、気象予報警報を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報が行われる。火災気象通報の通報基準及び通報系統は次のとおりである。

ア 通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が12m/s以上が予想される場合。

なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、釧路地方気象台から火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行われるものとする。なお、通報系統は、「林野火災気象通報伝達系統図」(別図1)のとおりとする。

(3) 火災警報発令基準

町長は、振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

ア 発令基準

実効湿度 60%以下となり、最大風速 12m/s 以上で長時間（おおむね 3 時間）継続すると予想する場合

(4) 関係機関の措置

ア 根室振興局

通報を受けた根室振興局は、通報内容を別海町へ通報するものとする。

イ 別海町

通報を受けた本町は、通報内容及び取るべき措置等を関係機関へ通報するとともに、一般住民への周知徹底を図るものとする。

なお、町長は林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が林野火災発生危険があると認めるときは火災警報を発令することができる。

ウ 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

3 林野火災予防対策

(1) 発生別原因対策

林野火災の発生原因のほとんどが人為的によるもので、町及び森林所有者は、次により原因別に対策を講ずるものとする。

ア 一般入林対策

ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者に対する対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火による危険性について、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の許可、届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険週間（概ね 3～6 月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）及び別海町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

(ア) 己の所有林野への入林者に対する防火啓発

(イ) 巡視員の配置

(ウ) 無断入林者に対する指導

(エ) 火入れに対する安全対策

エ 林野内事業者対策

林野内において森林施業、道路整備等の事業を行うものは、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

(ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

(イ) 火気責任者の指定する喫煙所並びに、たき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備

(ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

オ 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

(ア) 演習地出入者に対する防火啓発

(イ) 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(ウ) 危険地帯の標示

(エ) 防火線の設定

(オ) 巡視員の配置

4 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「林野火災発生通報系統図」(別図2)のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (エ) 町及び根室振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民に対して行う広報は、町防災計画本編第5章第1節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の情報
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 道の災害対策組織

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ北海道地域防災計画本編第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消防活動を実施するものとする。

ア 林野火災防御団の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、町防災計画本編第5章第12節「輸送計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(5) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

中標津警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、町防災計画本編第5章第16節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

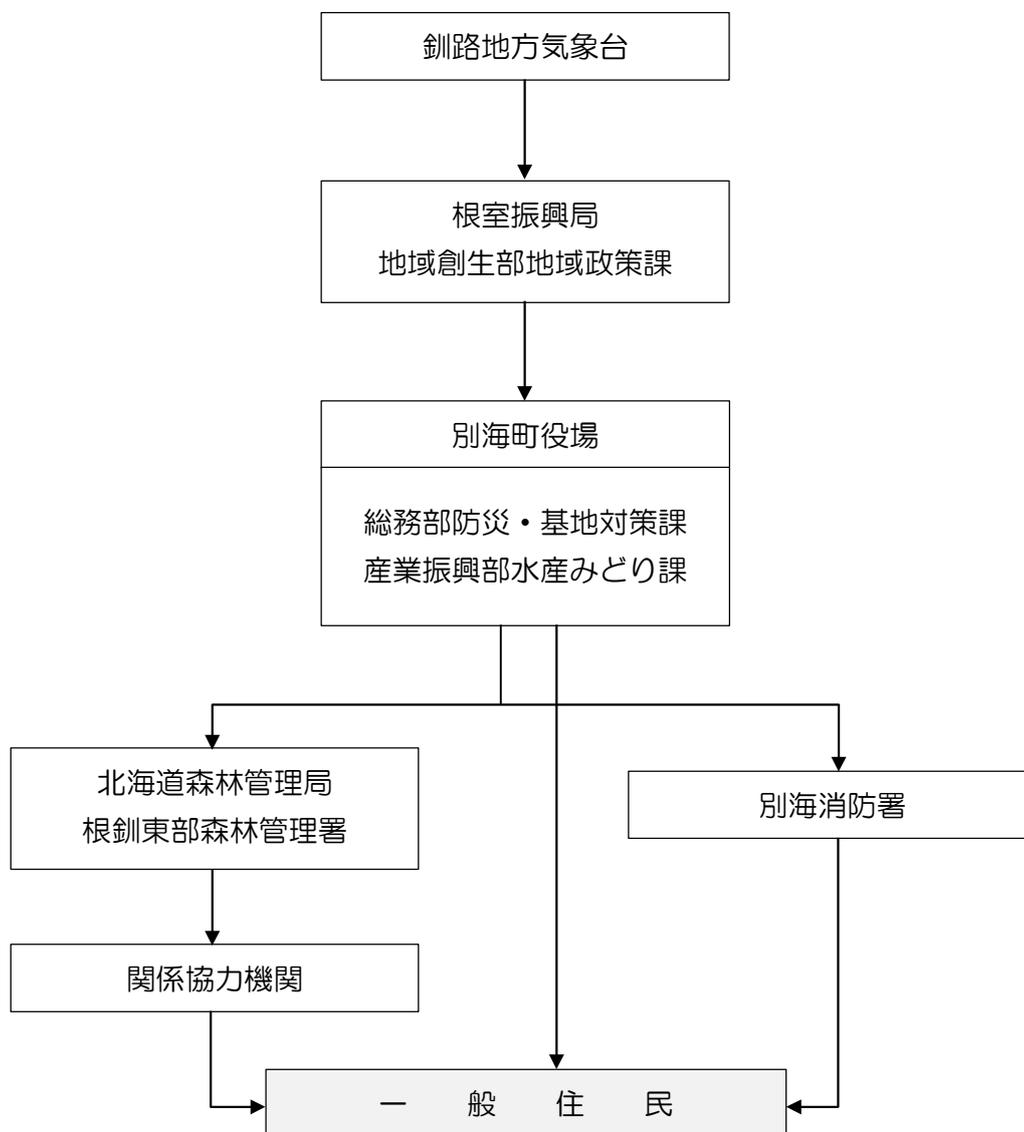
(7) 自衛隊派遣要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、町防災計画本編第5章第17節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、知事に対して自衛隊派遣要請をするものとする。

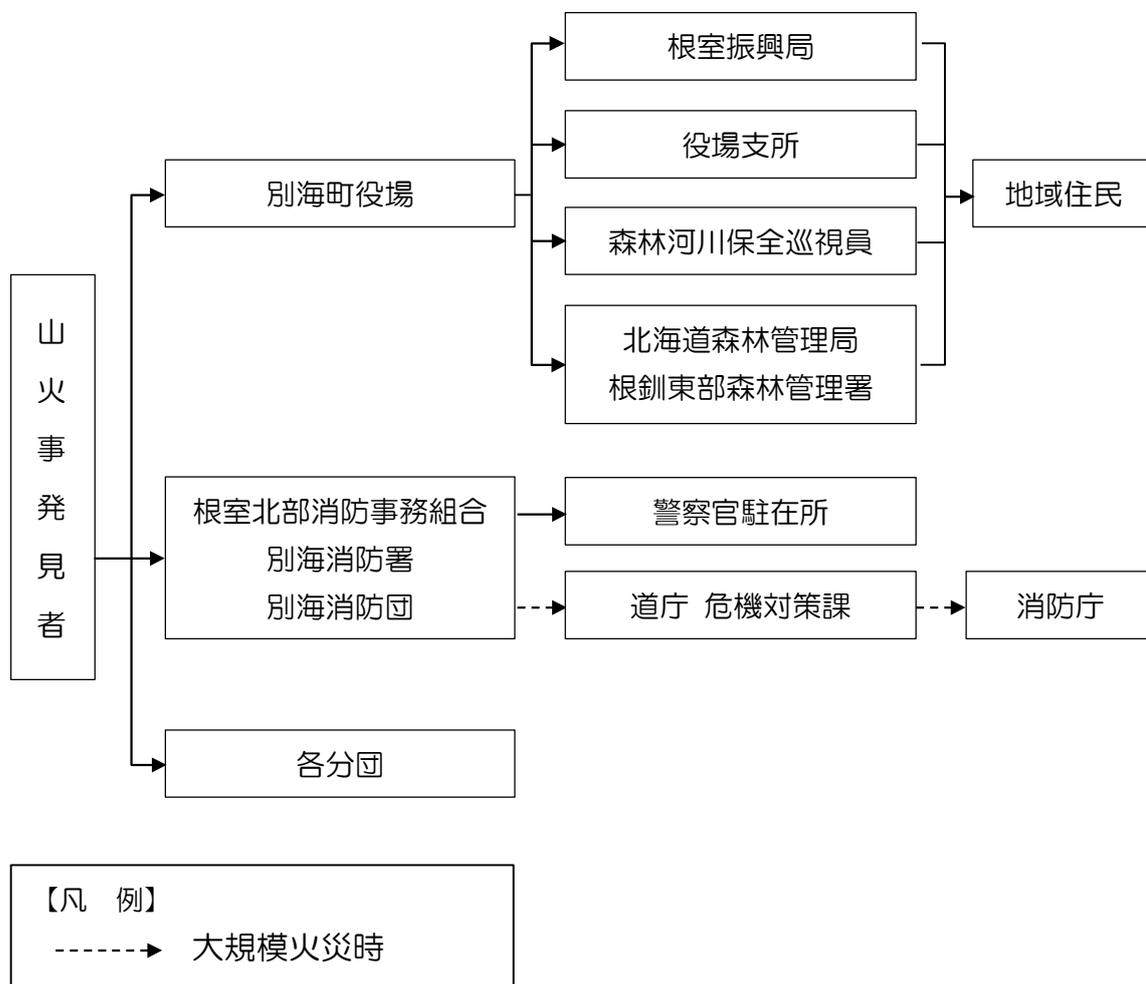
(8) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、町防災計画資料編「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他市町村に対して応援要請をするものとする。

別図1 林野火災気象通報伝達系統図



別図2 林野火災発生通報系統図



第3節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

町は、関係機関と相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るよう努めるものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するよう努めるものとする。
- ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うよう努めるものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するよう努めるものとする。
- カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

2 災害応急対策

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、地域に係る災害応急対策を実施するものとする。